

交通安全情報



調布警察署

NEW

× 新しくないました! ×

自転車安全利用五則



① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両。自動車の仲間なので、「車道の左側を走るのが原則」です！

歩道は歩行者が優先です。自転車で歩道を走行する場合は、車道寄りを徐行して、歩行者が多い際は、降りて押し歩きましょう。

※ 自転車で歩道を通行することができるのは、

- 13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車に乗るとき。
- 自転車通行可の標識がある場合や、車道を通行する事が危険でやむを得ない場合等 です。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号や交通標識には、自動車やバイクと同様に従わなければなりません！

信号を守らないと、他の車両や歩行者と衝突し、交通事故の被害者にも加害者にもなる恐れがあります。一時停止の標識がある場所では、停止線で必ず止まって、左右の安全を確認してから進行しましょう。

③ 夜間はライトを点灯

無灯火運転は危険です！

ライトを点灯すると、前方の危険の発見だけでなく、他の車両や歩行者に、自転車（自分）、の存在をアピールできます。暗くなったら、早めにライトを点灯しましょう。

④ 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて運転することはできません。

自転車は軽車両です。車やバイクと同様に、お酒を飲んだら自転車を運転してはいけません。

★合い言葉・・・飲んだら乗らない！ 車もバイクも、自転車も！

⑤ ヘルメットを着用

自転車利用者による死亡事故のうち、多くの方が**頭部を損傷**しています。

2023年、道路交通法※の改正により、自転車のヘルメット着用が「努力義務化」されます。

※ 道路交通法第63条の11 「自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務」

自転車も 正しいマナーと 思いやり